

令和7年度乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の認可について

①乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1. 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

2. 事業概要

事項	R6年度（試行的事業）	R7年度（制度化）
対象となる こども	青森市に在住する0歳6か月～満3歳未満の保育所等(※)に入所していないこども (※)保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所 (企業主導型保育事業所以外の認可外保育施設に通うこどもは対象)	R6年度と同じ
実施施設	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所 (開所日、開所時間、利用定員、給食提供は施設で設定(給食費用は施設が直接徴収))	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、 <u>認可外保育施設</u> <u>(企業主導型保育事業所も含む)</u> (開所日、開所時間、利用定員、給食提供は施設で設定(給食費用は施設が直接徴収))
利用時間	こども1人あたり月10時間を上限 ・当月分で余った利用時間を翌月に繰り越すこと、翌月分を繰り上げて利用することはできない ・1時間単位での利用とし、1時間未満の利用は1時間とみなす	R6年度と同じ
利用料金	こども1人あたり1時間 300円 (生活保護受給世帯 0円 住民税非課税世帯 60円 市民税所得割77,101円未満世帯 90円) ・利用料金は施設が利用者から直接徴収(未収分の市補填なし) ・当日キャンセル分は利用者から料金を徴収しない	<u>こども1人あたり1時間300円程度を標準とし、各事業者ごとに設定</u> <u>・生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、市民税所得割77,101円</u> <u>未満世帯の料金についても各事業者ごとに設定</u> ・利用料金は施設が利用者から直接徴収(未収分の市補填なし) ・当日キャンセル分は利用者から料金を徴収しない
事業実施方法	一般型：利用定員を設定し専従職員を配置して実施	一般型：R6年度と同じ <u>余裕活用型：在園児数が利用定員を満たしていない場合、空き定員数の範囲内で実施</u>
職員配置・ 設備基準	一般型：一時預かり事業と同様の基準を満たすこと ※子育て支援員1名の配置可能	一般型：R6年度と同じ <u>余裕活用型：施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を満たすこと</u>
こどもの確認 方法(申請)	子育て支援課窓口にて利用認定申請書を提出 →市で利用対象可否を確認し、結果を申請者へ送付	R6年度と同じ
利用申込等	・利用者が直接施設へ利用予約する ・初回利用の場合は利用前面談を必ず実施する (施設と利用者が面談し、こどもの状況確認や、施設見学、事業者の利用条件等を話し合うもの) (利用前面談分を利用時間の対象(有料)とすることができる(施設側で決めることができる)) ・利用者は同月内で原則1施設のみ利用可能とする (ただし、利用者または施設側に特別な理由があるときはこの限りではない)	R6年度と同じ <u>※国が構築する「総合支援システム」の利用を予定</u>
補助基準額	こども1人あたり1時間 850円(基本分) ・障がい児受入加算 400円 ・利用者負担軽減分 生活保護受給世帯分 300円 住民税非課税世帯分 240円 市民税所得割額77,101円未満世帯 210円	<u>こども1人あたり1時間(基本分)</u> <u>・0歳児 1,300円</u> <u>・1歳児 1,100円</u> <u>・2歳児 900円</u> <u>・障がい児受入加算 400円</u> <u>・医療的ケア児受入加算 2,400円</u> <u>○利用者負担軽減分(こども1人あたり1時間 上限額)</u> ・生活保護受給世帯 300円 ・住民税非課税世帯 240円 ・市民税所得割77,101円未満世帯 210円

②認可基準について

第1 一般型乳児等通園支援事業について

一般型乳児等通園支援事業実施事業所は、次の「1. 職員配置」から「5. 秘密保持、苦情の対応、研修の確保」を遵守すること。

1. 職員配置

(1) 乳児等通園支援従事者の数は、下記のとおり。

- ① 満1歳未満の幼児 おおむね3人につき1人
- ② 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(2) 半数以上は保育士とし、二名を下ることはできない。ただし、次の要件に該当する場合は従事する職員を一名とすることができる。

- ① 乳児等通園支援事業と保育所等が一体的に運営されている場合であって、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、専ら当該事業に従事する職員が保育士であるとき
- ② 当該事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であって、保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき

2. 設備・面積基準

(1) 面積基準

- ① 乳児室 乳児又は満2歳未満の幼児1人につき 1. 65㎡
- ② ほふく室 乳児又は満2歳未満の幼児1人につき 3. 3㎡
- ③ 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき 1. 98㎡

(2) 保育室等を2階に設置する場合の基準

保育室等を二階に設ける建物は、次の①、②、③の要件に該当するものであること。

- ① 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること
- ② 次の表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号 又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路 又は これに準ずる設備
		4 屋外階段

③ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

※三階以上に保育室を設ける場合は、より安全に実施できるよう基準が定められているが、今回事業実施する施設において、三階以上に設ける施設がないため省略とする。

3. 食事の提供

乳児等通園支援事業者は、食事の提供をする場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

※電子レンジ、ガス、冷蔵庫等

4. 欠格事由、人格の配慮等

- ① 欠格事由に該当しないこと
- ② 利用乳幼児の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重すること
- ③ 職員が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと
- ④ 利用乳幼児に対し差別的な取扱をしないこと
- ⑤ 利用乳幼児に対し虐待等を行わないこと

5. 秘密保持、苦情の対応、研修の確保

- ①職員は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと
- ②苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じること
- ③職員の資質向上のための研修の機会を確保すること。

第2 余裕活用型乳児等通園支援事業について

余裕活用型乳児等通園支援事業実施事業所については、下記のとおり各施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守すること。

類型	条例名
保育所	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
幼保連携型認定こども園	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
小規模保育事業	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

<余裕活用型とは>

保育所等において、通常保育の利用児童数が定員に達していない（定員に余裕がある）場合に、定員まで乳児等通園支援事業として受け入れることができるもの。

（例示）
通常保育の定員10人、利用児童数8人
⇒ この場合、定員に2人の余裕があるため、当該事業の利用児童2人までは受入可